

福島県ヤングケアラー支援体制強化事業（専門員派遣）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課（以下「児童家庭課」という。）に福島県ヤングケアラー支援体制強化専門員（以下「専門員」という。）を配置し、市町村及び市町村のヤングケアラー支援体制に関する団体等（以下「市町村等」という。）に専門員を派遣することで、ヤングケアラー支援体制の強化を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、児童家庭課とする。

（専門員）

第3条 児童家庭課は、次に掲げるいずれかの要件に該当し、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者を専門員として福島県ヤングケアラー支援体制強化専門員登録票（様式第1号）に登録する。

- (1) 福島県ヤングケアラー専門家会議の構成員である者
 - (2) ヤングケアラーに関する見識を有し、上記(1)に該当する者又は専門員が所属する団体から推薦を受ける者
- 2 専門員として登録する者は、承諾書（様式第2号）及び履歴書を提出する。
 - 3 専門員が登録の消除を希望する場合には、福島県ヤングケアラー支援体制強化専門員辞任届（様式第3号）を提出する。
 - 4 専門員が第1項の要件を満たさない状況と判断した場合、児童家庭課が登録を消除する。
 - 5 専門員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 6 専門員の謝金は、予算の範囲内で別に定める日額でこれを支給する。
 - 7 専門員の旅費は、福島県旅費条例（昭和28年条例第24号）の定めるところによる。

（事業内容）

第4条 本事業は、市町村等からの申請に基づく専門員の派遣等により、ヤングケアラー支援体制の強化を効果的に行うため、次に掲げる助言を行う。

- (1) 市町村等における外部機関との連携に関する助言
- (2) 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラー支援策構築に関する助言
- (3) こども家庭センターを中心としたヤングケアラー支援体制の構築に関する助言
- (4) その他、児童家庭課が必要と認めた事項

(事業の申請)

第5条 専門員の派遣等を受けようとする市町村等は、福島県ヤングケアラー支援体制強化事業申請書(様式第4号)を、児童家庭課に提出しなければならない。

(事業実施の決定)

第6条 第5条による申請を受け付けた児童家庭課は、申請の内容を審査の上、実施日時、実施方法、実施場所等について専門員と協議し、ヤングケアラー支援体制強化事業決定通知書(様式第5号)により市町村等に通知する。

(事業実施の報告)

第7条 専門員の派遣等を受けた市町村等は、事業を実施した日から10日以内に、福島県ヤングケアラー支援体制強化事業実施報告書(様式第6号)を児童家庭課に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。